

令和3年度（10月改定）

農作業労務参考標準賃金について

区分	種別	単位	単価(円)	備考
耕起	トラクター	10a 当たり	5,900	
代かき	荒代	10a 当たり	4,000	同時作業の場合 7,500 円
	植代	10a 当たり	6,000	
畔塗り	機械	1m 当たり	30	
溝切り	動力	1m 当たり	10	
田植	機械植	10a 当たり	6,500	
	〃 (苗持参)	10a 当たり	20,500	施肥田植機使用の場合 500 円増 (肥料代は別)
	稚苗	1箱	700	
稲刈	コンバイン	10a 当たり	18,100	
	乾燥調製	1俵 60kg	1,550	乾燥 960 円・調製 590 円
	精米	1俵 60kg	600	
その他	雑作業	田作業	7,000	1人1日当たり
		畑作業	6,900	
花卉球根 作業		※新潟県の最低賃金を下回らない額 時間額 859 円 (令和3年10月1日から適用)		

◎令和3年度の農作業労務標準賃金を定めましたので、参考としてご使用ください。

◎本表はあくまでも標準額です。不整形地、倒伏田での割増、大型圃場での割引減額やその他のことについては、**当事者間の協議で決定してください。**

なお、上記の金額には消費税は含まれておりません。

令和3年10月

五泉市農業委員会



農地の貸し借りは、農業委員会に届出ましょう